



平成 29 年 10 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社キムラタン
 代表者名 代表取締役 浅川 岳彦
 (コード番号 8107 東証第 1 部)
 問合せ先 常務取締役 木村 裕輔
 (電話 078-332-8288)

**行使価額修正条項付第 8 回新株予約権 (コミット条項付・行使許可条項付)
 並びに第 9 回及び第 10 回新株予約権 (行使許可条項付)
 の払込完了に関するお知らせ**

当社は、平成 29 年 10 月 6 日開催の取締役会において決議した第三者割当による第 8 回新株予約権、第 9 回新株予約権及び第 10 回新株予約権 (以下、各々を「第 8 回新株予約権」、「第 9 回新株予約権」及び「第 10 回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。) の発行に関して、平成 29 年 10 月 23 日に、本新株予約権の発行価額の総額 (15,520,000 円) の払込が完了したことを確認しましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権に関する詳細につきましては、平成 29 年 10 月 6 日公表の「行使価額修正条項付第 8 回新株予約権 (コミット条項付・行使許可条項付) 並びに第 9 回及び第 10 回新株予約権 (行使許可条項付) の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

(参考)

本新株予約権の概要

(1) 割 当 日	平成 29 年 10 月 23 日
(2) 新株予約権の総数	220,000 個 第 8 回新株予約権 60,000 個 第 9 回新株予約権 100,000 個 第 10 回新株予約権 60,000 個
(3) 発 行 価 額	総額 15,520,000 円 (第 8 回新株予約権 1 個につき 38 円、第 9 回新株予約権 1 個につき 70 円、第 10 回新株予約権 1 個につき 104 円)
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数 : 22,000,000 株 (新株予約権 1 個につき 100 株) 第 8 回新株予約権 : 6,000,000 株 第 9 回新株予約権 : 10,000,000 株 第 10 回新株予約権 : 6,000,000 株 上限行使価額はありません。 下限行使価額は、いずれの本新株予約権についても 32 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 22,000,000 株です。
(5) 資 金 調 達 の 額 (差引手取概算額)	1,469,020,000 円 (差引手取概算額)
(6) 行 使 価 額 及 び 行使価額の修正条件	当初行使価額 第 8 回新株予約権 64 円 第 9 回新株予約権 64 円 第 10 回新株予約権 73 円 第 8 回新株予約権及び第 9 回新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当

この文書は、当社の第 8 回乃至第 10 回新株予約権 (行使許可条項付) の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	<p>社普通株式の普通取引の終値（以下「東証終値」といいます。）の91%に相当する金額に修正されます。但し、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。</p> <p>第10回新株予約権について、当社は、平成30年4月24日以降、平成31年10月22日まで（同日を含みます。）の期間において、当社の資本政策のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。本号に基づき行使価額の修正が決議された場合、当社は、直ちにその旨を新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該通知が行われた日の東証終値の91%に相当する金額に修正されます。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。</p> <p>なお、上記にかかわらず、当社は、以下の場合には、第10回新株予約権について上記行使価額の修正を行うことができません。</p> <p>① 当社又はその企業集団に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実（金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含みますがこれらに限られません。）が存在する場合</p> <p>② 直前になされた上記行使価額の修正に係る通知が行われた日から6ヶ月が経過していない場合</p>
(7) 募集又は割当方法 (割 当 先)	クレディ・スイス証券株式会社に対する第三者割当方式
(8) そ の 他	<p>当社は、割当先であるクレディ・スイス証券株式会社（以下「割当先」といいます。）との間で、本新株予約権の募集に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生をもって締結した本新株予約権に係る第三者割当契約において、以下の内容を合意しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いずれの本新株予約権についても、割当先は、当社に本新株予約権の行使を申請し、当社が許可した場合に限り本新株予約権を行使することができること。 ・第8回新株予約権について、割当先は、原則として平成29年12月20日までに、第8回新株予約権の全部を行使すること。 ・割当先は、平成31年10月9日以降同年10月22日までの間に当社に対して通知することにより、本新株予約権の買取りを請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権を払込金額と同額で買い入れること。 ・割当先は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないこと。

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額ですが、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

以 上

この文書は、当社の第8回乃至第10回新株予約権（行使許可条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。